

串間市教育基本方針

(15.4.25決定)

本市の教育は、教育基本法並びに串間市民憲章の理念のもとに、人間尊重の精神を基調とし、新しい教育の動向を踏まえ市民の期待に応えるため、

たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性

(体)

(徳)

(知)

をそなえ、郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれ、
新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和
のとれた人間の育成を目指す。

串間市人権教育基本方針

(平成25.4.25)

人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権尊重にかかわる課題である。この解決に果たす教育の役割はきわめて大きい。

本市の人権教育は、教育基本法の理念のもとに、宮崎県人権教育基本方針などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、市民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指すものである。

- 1 学校教育においては、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努める。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚の高揚に努め、明るく住みよい社会づくりの具現化を図る。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、

幼児期からの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努める。

4 人権教育を積極的に推進するため、意欲と実践力に富んだ指導者の養成、研修の充実に努める。

人権教育の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、学校、家庭、地域社会の有機的な関連を図り、関係諸機関との連携を図りながら市民の理解と協力を得て推進する。

毎月1日は、「教育の日」（振り返りの日）です。

わたしたちは、自己を高め、人を思いやり、明るく豊かな生活が過ごせるよう、毎月1日を「教育の日」と定め、自己を振り返り、家族、友人、地域の人々と「ふれ愛」・「みとめ愛」・「みがき愛」ながら、ともに伸びる教育をめざします。

1. あしたの自分をみつめて ~ 児童・生徒へ ~

- ・自分の良さを見つめ個性を伸ばしていきましょう。
- ・目標や希望をもって学校生活を送りましょう。
- ・友人や異性を正しく理解して相手の人格を尊重しましょう。
- ・地域社会の一員として、郷土を愛し、その発展に尽くしましょう。

2. あたたかい家庭をめざして ~ 保護者へ ~

- ・家庭で朝のあいさつをしましょう。
- ・家庭だんらんの機会を多く持ち、子どもの自主性、個性を育てましょう。
- ・朝食を取って、楽しい気持ちで子どもを学校に送りましょう。
- ・家族間で一致協力して、子育てにあたりましょう。
- ・おもいやりの心は、まず、親が率先して示しましょう。

3. あかるい地域をめざして ~ 地域の方へ ~

- ・子どもは地球の宝、暖かく成長を見守りましょう。
- ・子どものために、よりよい環境をつくりましょう。
- ・ふるさとの自然を愛する子どもの育成に努めましょう。

「教育の日」は、平成19年6月1日から施行する。

－串間市教育委員会－